

指定の有効期間の定めに関する弾力的な運用の取り扱い

同一事業所で複数のサービスの指定等を受け、それぞれの指定有効期間が異なる場合、一方のサービスの指定更新申請時に双方のサービスの指定有効期間を合わせて更新することが可能であることから、下記のとおり取り扱いとします。

1 指定有効期限を合わせることが可能なサービス

- (1) 同一種別の「地域密着型サービス」と「地域密着型介護予防サービス」 ※実施済み
- (2) 「居宅介護支援」と「介護予防支援」
- (3) 「(介護予防) 認知症対応型共同生活介護」と「共用型(介護予防) 認知症対応型通所介護」

2 手続きの方法

- (1) 指定有効期間を合わせて更新する場合は、事前に相談のうえ「更新意向申出書」を提出する。
- (2) 更新申請書類と合わせて、「指定有効期間を合わせて更新する旨の申し出書」を提出する。

3 手数料の考え方

- ・上記1(1)・(2)の場合は、一体的に行っている「地域密着型サービス」または「居宅介護支援」分のみの手数料を徴収する。
- ・上記1(3)の場合は、両方のサービス分の手数を徴収する。

4 手続きイメージ

【例1】「居宅介護支援」と「介護予防支援」の場合

居宅介護支援の有効期間満了日 = 令和7年9月30日
 介護予防支援の有効期間満了日 = 令和9年8月31日

居宅介護支援に合わせて更新したい

↓
 居宅介護支援の更新時に、
 ・居宅介護支援の更新申請書類
 ・「指定有効期間を合わせて更新する旨の申し出書」
 ・介護予防支援の更新申請書類
 を提出

介護予防支援の有効期間満了日を居宅介護支援に合わせて更新することができる。

次回の居宅介護支援の有効期間満了日 = 令和13年9月30日

次回の介護予防支援の有効期間満了日 = 令和13年9月30日

【例2】「(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(以下、(介護予防) GH)」と「共用型(介護予防) 認知症対応型通所介護(以下、共用型(介護予防) 認知DS)」の場合

(介護予防) GHの有効期間満了日 = 令和7年9月30日
 共用型(介護予防) 認知DSの有効期間満了日 = 令和9年8月31日

↓
 (介護予防) GHの更新時に、
 ・(介護予防) GHの更新申請書類
 ・「指定有効期間を合わせて更新する旨の申し出書」
 ・共用型(介護予防) 認知DSの更新申請書類
 を提出

(介護予防) GHに合わせて更新したい

共用型(介護予防) 認知DSの有効期間満了日を(介護予防) GHに合わせて更新することができる。

次回の(介護予防) GHの有効期間満了日 = 令和13年9月30日

次回の共用型(介護予防) 認知DSの有効期間満了日 = 令和13年9月30日